

■インドネシア法整備支援第10回本邦研修を実施しました

平成31年2月18日（月）から同年3月1日（金）までの間、JICA東京などにおいて、インドネシア法整備支援第10回本邦研修を実施しました。

インドネシアでは、省令の多用などにより法令相互や上位法令と下位法令の間に矛盾抵触が生じていることが問題となっており、法令整合性の確保を目的としたプロジェクトを実施しております。

今回の研修では、インドネシア法務人権省法規総局などから15名を研修員として日本に招き、研修を実施しました。



【研修員による発表風景】

研修では、法令整合性についての理解を深めるため、日本の統治機構や地方自治、法令の立案過程等を紹介した上で、法令の整合性確保のための取組等について専門家による講義を実施したほか、研修員側から、現在インドネシアで作成中の法制執務参考資料の進捗状況等を発表してもらい、発表内容を踏まえて、同参考資料作成に関する協議を実施しました。



【京都大学大石眞教授による講義風景】



【京都大学での記念撮影】





【芦屋市役所における講義風景】

2月26日からは関西に移動し、京都大学で大石眞名誉教授による講義を受けたほか、同月28日には芦屋市役所を訪問し、芦屋市の条例案作成担当者から条例と法律の整合性確保のための対策や取組について講義を受けました。

研修員からは、今回の研修に関し、法令整合性確保に関する理解が深まったなどの感想が述べられました。

本研修に多大なるご協力いただいた講師の方々を始め、関係機関の皆様に、心より感謝申し上げます。